

高松地方裁判所

裁判長 福田 修久 様 裁判官 本間 明日香 様 裁判官 人見 和幸 様

香川県小豆島・内海ダム再開発事業認定処分取消請求事件等の 公正な判決を求める要請書

香川県小豆島では、「内海ダム再開発事業」に抗して地元住民の15年越しの息の長い闘いが続いています。本件取消請求訴訟が係争中にもかかわらず、香川県は工事を強行し、2013年4月には試験湛水も終わらないままに「竣工式」を挙行しました。口頭弁論では、住民側証人・専門家の証言で以下の諸点が明らかとなり、被告側の反論も一切なく、当該事業に公益性・妥当性がないことは明らかです。

1. 香川県の当該事業における「治水」の論拠が、昭和49年災害、昭和51年災害（二つの災害で小豆島全島で68名が死亡）であるが、折からの豪雨により島内各地に発生した「土石流」が被害の原因であり、当該事業対象の別当川流域では1名の死者もなく、別当川流域での被災は軽微であったことは、香川大学などの被災直後の調査で明らかである。
 2. 当該事業のもう一つの目的とされ、小豆島町が関与する「利水」、即ち日量千トンの水源確保には何ら必要性の根拠はない。1997年、吉田ダムの完成以降、ダムの総貯水量は2、5倍に増え、小豆島の水道水は十分足りており、濁水はもとより給水制限も実施された事実はない。また、急激な人口減少は小豆島でも進行しており、将来的に「水不足」がありえないことは明らかである。
 3. 新内海ダムの建設地は、風化花崗岩（＝マサ土）の堆積により成り立ち、地質学的には極めて脆く、しかも起業者・香川県も認めるようにダム直下には三本の断層がある。加えて、地質学専門家から「破碎帯の存在」の可能性も指摘され、ダム堤自体が災害を引き起こしかねない。直下流域に3千人居住。
 4. 瀬戸内海が、国立公園第一号に指定され、今年で80年を迎えるが、指定の最重要ポイントである小豆島・寒霞溪の南斜面直下に、西日本最長のコンクリートダム堤を築くことは、寒霞溪の景観・眺望を著しく損なうことは明らかである。
- ◆試験湛水中の堰堤に早や水漏れ・ひび割れが発生。3月の伊予灘地震でそれが拡大。大地震での決壊の心配。井戸水の濁り・異臭・鯉の死で大量止水剤投入による汚染の心配もあり、住民は不安で一杯。

私たちは、以上にかんがみ、貴裁判所が本件訴訟について慎重に検討し、公明公正な判決を下さいますよう、心から要請いたします。

氏 名	住 所

連絡・署名送付先：寒霞溪の自然を守る連合会 代表 山西克明

〒761-4433 香川県小豆郡小豆島町神懸通甲1689-2 TEL&fax 0879-82-4634

締切：第一次 2014年7月末日 第二次 2014年8月末日 勝手なお願いですが、署名用紙をコピーして友人・知人をお願いして下さい。なお、この署名は高松地方裁判所に提出し、それ以外には一切使用いたしません。

取り扱い団体・個人（ ）